



不動産関連事業者の方へのお願い



近年、来日外国人が増加していることから、今後不動産の賃貸借契約のために来店する外国人も増加していくことが予想されます。

外国人入居者と契約する際に、適切な説明・注意喚起をお願いします。

言葉の壁・文化の違いから外国人入居者が近隣住民や大家、不動産会社とトラブルになることを未然に防ぎ、安全・安心な生活を送れますように、ご協力をお願いします。

～主な注意点～

日本のルール・マナーを具体的に例を挙げ、丁寧に説明してください。

- 騒音マナー
(部屋内でのパーティー開催等の日常生活騒音等)
- ゴミ出しルール
(ゴミ出す日・捨てる場所・分別、自治体資料の紹介等)
- 居住ルール
(契約内容の厳守) 【例：無断で「同居人増」「改装」「ペット飼育」等】

犯罪への加担防止について注意喚起して下さい。

- 自分名義の物件を、無断で他人に貸したりすると、「特殊詐欺のアジト」「違法風俗店」「薬物の取引場所」等の犯罪に使われてしまうことがあります。

事件・事故等困ったことがあるときには、警察に連絡するよう伝えてください。

- 事件・事故等緊急の場合は「110番」
- 悩み・心配がある場合は「#9110」

不動産会社の方は・・・

賃貸借契約時等に、外国人入居者が正規滞在者であることを確認して下さい。



- 1 在留カードの現物を見て、氏名が賃貸借契約書類の契約者名と一致しているか、在留期間が過ぎていないか、顔写真が所持者と一致しているか等、よく確認して下さい。
- 2 出入国在留管理局の「在留カード等読み取りアプリケーション」、出入国在留管理局のWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」を活用して、在留カードが真正なものであるか、確認して下さい。

警視庁国際犯罪対策課